岩手県医療局告示第2号

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 33 条の 2 の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務 (宿日直業務の範囲内のものに限る。)を平成 18 年 4 月 1 日次のとおり委託した。

平成 18 年 5 月 19 日

岩手県医療局長 法 貴 敬

県立病院等の名称	受託者	
	住 所	名 称
岩手県立大 槌 病院	釜石市只越町一丁目2番8号	協立管理工業株式会社
岩手県立山田病院	宮古市長町一丁目 9番 17 号	リアス環境管理株式会社
岩手県立大東病院	一関市三関字仲田 21 番 2 号	新生ビル管理株式会社